

資 金 の 種 類 貸付利率（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途	
<p>② 青年等就農資金</p> <p>〔貸付利率〕 無利子</p> <p>〔償還期限〕 17 (5)</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けた「青年等就農計画」の達成に必要な長期資金（単なる資金繰り資金や農地等の取得を除く。具体的な例示は次表のとおり）。</p>	
	貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示
	農地等の改良等	農地等の改良、造成、保全
	農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得	<p>○農業生産用施設 農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、蚕室、堆肥舎、農作物育成管理用施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、農機具、運搬用機具</p> <p>○経営管理用施設 農業労働力確保施設、事務用機器、事務所</p> <p>○生産・経営環境保全施設 畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、発電施設、農業生産環境施設</p>
	農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得	<p>○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設</p> <p>○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、未利用資源活用施設</p> <p>○体験農業施設・交流促進施設</p> <p>○流通販売施設</p> <p>○観光農業施設</p>
	創設費、開業費その他の繰延資産の取得等	<p>○定款及び諸規則作成のための費用、株式募集その他のための広告費、目論見書・株券等の印刷費、創立事務所の賃借料、設立事務に使用する使用人の給料、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、創立総会に関する費用その他会社設立事務に関する必要な費用、発起人が受ける報酬で定款に記載して創立総会の承認を受けた金額並びに設立登記の登録免許税その他の繰延資産</p> <p>○土地、建物等の賃借料、広告宣伝費、通信交通費、事務用消耗品費、支払利子、使用人の給料、保険料、電気・ガス・水道料等で、農業経営開始時までに出した開業準備のための費用その他の繰延資産</p> <p>※決算書に繰延資産として計上しないものは対象外</p>
	家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払い	<p>○家畜の購入・育成費</p> <p>○果樹・茶・多年生草本・桑・花木の新植・改植の費用及び育成費</p> <p>○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料</p>
	その他基盤強化法第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要な長期資金	<p>○農業経営の開始に伴い必要となる初期的経営費用 ※ 認定就農計画期間中に必要なものに限る。</p> <p>○個人経営を法人経営に移行させるために必要な資金（登記費用等） ※ 当該経営体が認定を受けている場合に限る。</p>

貸付限度額	貸付対象者
<p>3,700万円</p> <p>なお、次の要件を全て満たす場合、貸付限度額を1億円まで引き上げることができる。</p> <p>(1) 青年等就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上となるものであること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書が指導農業士その他これに類する者から提出されていること。</p> <p>ア 農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、指導農業士又は認定農業者が主宰する農業に年間150日間以上従事した年（以下「技術等習得年」という。）が2年以上である者。</p> <p>イ 技術等習得年が1年以上あり、かつ、農業大学校等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上ある者。</p> <p>※ ただし、旧就農支援資金（就農施設等資金）の借入残高がある場合は、その額を差し引いた額が上限となる。</p>	<p>1 認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等（※）であって、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者 ただし、経営改善資金計画について、市町村農業金融制度総合推進会議の認定を受けたものに限る。</p> <p>※ 原則として18歳以上45歳未満の青年、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員を占める法人。</p> <p>※ 農業経営を開始してから一定期間（5年間）以内の者を含み、認定農業者を除く。</p> <p>2 農協・農協連等（転貸する場合に限る。）</p>